開会宣告

議長(波岡玄智君) 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第23号 平成23年度浜中町一般会計予算

議長(波岡玄智君) 日程第2 議案第23号9款教育費の質疑を続けます。 2番落合議員。

2番(落合俊雄君) 2点程についてお尋ねをさせていただきます。 1点目ですが、 2 1 1ページになりますか、小学校管理運営に要する経費にかかわって質問をさせていただきたいと思います。

内容としては、近年学校評価という制度が取り入れられまして、これまでも高校自体、学校評価委員という、そういう制度があって、それなりにやられていたのでありますが、小学校・中学校におきましても内部評価以外に、いわゆる第三者による学校評価ということが行われておりまして、その部分で、いわゆる学校の内部における評価と第三者における評価というものが、一体どのようになっているのか。少なくとも、その内部評価と第3者の評価で大きな食い違いがあるのかどうか。そういう評価を得て次年度以降は、学校なり教育委員会として、その改善に取組むというような努力はされているとは思うのですが、まず評価の違いがあるのかないのか。その辺についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

これは241ページになりますか、生涯学習推進に要する経費、もしくは社会教育振

興に要する経費にかかわってであります。本町におきましても、やっぱり生涯学習というような観点から、各種の色んな講座なり何なりを開設しておられると。その一環として、小・中・高校生を対象にした出前講座というのもありますし、一般を対象にした様々な講座というのが設けられておりますが、数はおそらく相当あると思うので、これを一々どうこうという事か御説明いただく訳にはいきませんので、一般を対象にした講座というのは一体どの程度あって、どういうような主にこういうものについては、こんな内容でやっておりますという、簡略的なもので結構ですから御説明をいただきたいなと。今後、こういう講座について新たなものを追加するとか、そういうようなことを検討されているのかどうか。そういうものを含めてお答えをいただきたい。以上でございま

議長(波岡玄智君) 指導室長。

す。よろしくお願いいたします。

指導室長(梅津和広君) 学校評価についてお答えいたします。学校運営及び教育活動の充実改善を図るために、各小・中・高等学校において、学校評価を関係法令に基づいて実施を推進しているところであります。

その実情としましては、まず、現在は自己評価をすると。自己評価をしてその結果を 広く保護者、地域住民に公表するということが義務づけられております。自己評価の内 容ですが、学校が自ら自己の学校運営や教育指導についての、有効性や課題を検証して いくことが中心でありますが参考として、保護者や児童生徒からも意見を聞くというよ うな事を行っている学校もあります。

この実態は、必ずしも教職員の意識と保護者や、児童生徒の意識は一致するものではなく、例えば、教職員の方が非常に厳しい評価であったり、あるいは児童生徒がある程度満足していても保護者は更に違う、更なる要望を持っていたり色々あります。そういうことを踏まえて、自校の評価として自分の学校は、更にこうして行こうという方針を取りまとめて、それを保護者、地域住民に公表すると。課題と今後の方向性を公表して協力を求めるというのが自己評価であります。

それから、その次に学校関係者評価を行いその公表に努めると。これは義務づけられていません。これについては、学校関係者としてPTA役員や地域の方々に自己評価の内容を見ていただき、それに意見を加えていただくというのが学校関係者評価であります。これも全ての小中学校で行っております。学校評議員がある学校ですとか、あるいは地域の方々、PTA役員の方々、連合会役員の方々等々に、意見を自己評価の内容を

お伝えして、更に意見をお伺いし充実させるように進めているというのが現状であります。

さらに、第三者評価が出来る学校は、やりなさいというように法令ではありますけれども、浜中町内において第三者、例えば全く関係のない方ですね。学識経験者等々において、この今までの2つの評価について、更に意見をもらうという第三者評価がありますけれども浜中町内において、この第三者評価は、どの学校も実施しておりません。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) 2 4 1 ページの生涯学習各事業についてのお尋ねでございます。

議員の皆様には、2 1年度の教育委員会で行いました管理及び執行状況の点検調査報告書ということで、2 1年度にお渡ししておりますけれども、その中に則って御説明申し上げますと、1つは生涯学習の出前講座というお話でございました。2 2年度の出前講座ということで考えてみますと、2 2講座を実施しまして5 4 5名の方が、この出前講座をご利用いただいております。内容的には、救急の救命講習、消防関係があったり、ごみ、下水道、観光等々あります。これが2 2講座ございます。この中で、一般の方が受講いただいたのが5講座ということでございます。これも救急救命とか、ごみの関係やら産業の関係での漁業・農業をみんなで学ぼうというような感じでやっている部分もあったり、そういう形で一般の方が受講いただいております。

それから、各事業の関係でございますけれども、今年は48事業をやっております。ジャンル別に分けますと、学習支援これが11、学習機会の提供33事業、そして鑑賞機械の提供ということで4事業という形でございます。その中で、成人対象が19講座、高齢者対象が18講座、そして全町民に対象が20講座という事で生涯学習といいますか、社会教育事業の中でも以前は趣味・文化・芸術、こういう所から現在は少し変えておりますけれども、ひとつは生涯学習の支援という形と学習機会の提供ということで、一例を申し上げますと、学習支援であれば、先ほど申し上げました、生涯学習指導者登録制度、匠の伝承とか学習機会であればボランティア講演会等々、こういうものを開催しております。出来るだけ個人に期さないで学習支援に変化してきております。

それからスポーツ環境も、当然生涯学習でございますけれども、学習支援が2事業、 学習機会の提供を21事業ということで、23事業を実施しておりますけれども、成人 対象が17講座、高齢者対象が3講座、全町民対象が5講座ということで、児童・生徒のみならず幼児までも含めまして、全体でそういう形で学習支援、学習機会の提供という形で、ただいま進めているところであります。最後の今後の取り組みをどうしているのかというお話になります。趣味・芸術・文化から、学習支援という形であくまでも社会教育の支援事業という形でやっておりますけれども、やはり、今時代の要求といいますか要請といいますか、そういう形では産業に結びつく、また生活のそういう部分で医療福祉も入りますし、こういう部分で何が必要なのかという事も内部では若干検討してございます。ここら辺も、私どもの組織であります社会教育委員会また、体育指導委員会にその上部の教育委員会議に、こういうところでも今後も、事業の展開についての色々な御意見を頂いて審議していくということで必要だなと感じておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 1点目の学校評価についてであります。今、室長の方から第三者評価はやってはいないというお答えでありました。その一歩手前の部分については実施をしているという事であります。個人的なことではありますが、私もその地域の学校評価をしてくれと学校長から依頼を受けて、何年かやった経過はあるのですが、それがまた、この年度末ぎりぎりになってしまう訳ですね。結果として何時いつまでに、これを出さなきゃいけないんだという年度末に向けた追い込みの作業の中で、こういう学校に対する意見を聞きたいという、そういう状況にある訳です。

少なくとも、ここ数年の状況では、本当に3月27日とか28日とか、もう本当に明日で終わるという、そういう時にそういうものを渡されて、ここで書いてくれというお話になってしまうんですね。そうすると、学校の先生方も忙しいのは十分承知しているのですが、結局、本当に大変だろうなと。先生方も大変だけど、突然その場で評価をしてくれと言われる側に立ってみても、果たして本当にこの評価が適切なのかどうか極端に、これはあまり言える話ではございませんが、何人かで一緒にやりますので、どうだこうだと半分相談を言いながら、やるような場面もある訳ですね。

そういう事を考えると、こういう評価というものに対して、もう少し早い段階からき ちんと取り組めるような、時期的に年度末という事ではなくて、もう少し余裕を持った 時間で行えるようなことには、ならないのかなというふうに思いますので、その辺は今 後検討されるかどうか。その辺も含めてお答えをいただきたいというふうに思います。 さらに、それらがまた学校で取りまとめて、委員会の方に提出されるのでしょうけれども、そのことについて集約されたものがきちんとその学校単位で、この間やった評価について最終的にこういう事になりましたという、そういう報告なりしている部分と、してない部分もあるのかもしれませが、評価を依頼された側に、その結果がきちんと伝わらないというところも中にはありますので、その辺の対応についても、鋭意努力をしていただきたいなというふうに思いますので、お答えをいただければと思います。

それから、いわゆる生涯学習なり、なんなりについてのお答えについてであります。 今の課長のお答えの中にありました様に、これまでは趣味なり文化なり芸術なりという ものが多く、いわゆる学習なり支援なり機会を提供するというスタンスで、これまで取 り組んでこられました。一方で、今のお答えでもちょっと触れられていましたが、これ から本当に何が必要なのかという、その生涯学習という大きな括りの中で、どういった ものが必要になってくるのだろうと、どういうニーズがあるのだろうという、そういう ものに対して、もっともっと研究される必要があるのではなかろうかというふうに思い ます。

例えばであります。先般の国調でやっぱり人口は減少していると。そして高齢化であると言う、そういう実態がまた更に浮き彫りになってきました。そういった中で、今回のこういう災害にあって避難をするという色んな状況がうまれる。そうした時に、ここではそうは無いかも知れませんが、本州辺り東北辺りの現状をテレビで見ますと、やっぱりこういう場面にこういう人が居たらというような事が思われるのですね。

やはり、そういうものに対応できる人、いわゆるボランティアということになるのかも知れませんが、それ以上に、例えば高齢者介護ですとか、そういう場所に行かなくても、そんなところでもそういうことに携われる人がいる、例えば極端に言うと、介護福祉士の資格を持った人が町内にある程度居るとか、そういうふうになりますと、何かの時にお願い出来るという、そういう事だって考えられる訳ですよね。そういう色んな場面を想定した時に、そういった部分の学習機会があり、これは資格にかかわる話でありますから、なかなかそう簡単には行かないのかも知れませんが、出来るだけ身近でそういう人材を育てるというような、工夫もされる必要があるんじゃないのかなと。今回のいろんな報道なりを見まして、特にそういう感じが強く致しました。

そういった事で、今後、こういう趣味・文化・芸術なりの学習支援、その機会の提供 ということ以外に、やっぱり社会というものに貢献する貢献していただける方、そうい う方をどうやって育成するか要請するか、そういう気持ちのある人をある意味要請する という、そういうことも含めて機会を作るという、そういうお考えはないのかなという 事でいかがお考えでしょうか。お答えいただければと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 指導室長。

指導室長(梅津和広君) 学校評価の事につきまして、更にお答えしたいと思います。 昨年の4月頃に学校が何をやりたいのか良く伝わらない。と、このようなご意見を頂き まして、うちが招集しております毎月の校長会議において、地域住民あるいは学校関係 者の方から、このような意見があると言う事を説明しました。

そしてその折に、今年度学校が何をやりたいのか運営方針を分かり易く、保護者や地域住民の方にまず伝えて行かなければいけない。それを、どのように伝えたのか。その場所は、方法は、その資料は、という事で監査の方から提出をいただきました。内容ですが、春に行われるPTA総会や地域の方々が集まる場で、今年度の学校、どのような方法で行きたいということで資料を基に説明していましたし、また、毎月の学校だよりにおいても、学校長からの方向方針が示されておりました。

議員おっしゃいますように、学校が何をやるか、何をどのように進めるか、その重点を明確にし、そして分かりやすい質問にするということが大切でありますので、そのような改善をするように各学校の校長先生にお伝えしたところであります。自己評価は、学校が主体となって行うもので、これは非常に一番大事ですけれども、それについて保護者や学校関係者の方に意見を伺うというのが、現在の一番学校評価として望ましい形であり、保護者や関係者の方にアンケートを行うということが、あまり必要なくなってきています。

そのようなことから、幾つかの学校ではアンケートはもう行わず、常に意見をお聞きするという場をたくさん設けていると、そういう学校も増えてきています。大事なのは、それぞれの学校が自校の課題を明確にして、その改善の為にどのような方策を持ち具体的に何をやるのかということを明らかにすることが大事であり、評価のための評価であってはならないということで、教育委員会としても3月末に報告をしていただいておりますけれども、その内容は各学校の実態に応じて、適切に方向性を示されているものと認識しております。その公表についても、全ての学校で地域住民、保護者に100%なされているという現状であります。この学校評価につきましては、20年度から大体様々な内部評価、外部評価という言葉から文言も変わってきていますし、方向も変わっ

てきています。更に改善を進めて効果的なものにしていくようになっていくと。その様 に思われます。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) お尋ねの町民が学習していく中で、これから何が必要かということのお尋ねでございます。今、私どもの取組んでおります、生涯学習と言いますか学習支援や学習機会の提供、このスタンスは当然、今後も続けるべきだと思っておりますけれども、そればかりでなく、先ほども申し上げましたとおり社会教育委員会なり、教育委員会なり体育指導委員なりこういう部分で、これからもニーズ調査ということも当然しながら、検討していかなければならないかなと。例えば広報紙なり、また文化センターにお越しの方に意向調査という形でアンケートをするなり、そういう形も必要かなと考えております。

また、例えばということでヘルパー・介護、これは資格取得ということでありますけれども、この度のような大災害になった時には、お話の通り助け合いというか共助の精神というのは、とっても必要になってきております。そういう事で資格取得の部分で場の提供ということでは、十分考えていかなければならないと思いますし、また今、私どもやっている中では、中高生のボランティアリーダというものがあります。これは中学生、高校生を対象にして、今年度は30人の生徒が受講していただいておりますけれども、年間10個までの講座、色々な分野をやっておりますけれども、その修了時には、教育長の方から修了証書という形で、これが生徒の入試、また就職にかかる部分の資格取得の中の欄に書いていただいているという部分で、今は生徒の部分で、そういう形で進めておりますけれども、当全、災害のような先ほどの、例のような部分では進めていかなければならない本当に課題かなと思っております。

そういう事で色々な資格があります。教育委員会のみならず、これは全町的に例えば、 医療福祉の関係は福祉保健課と連携しながら、また産業の関係でも色々あると思います。 教育委員会のみならず浜中町役場として、そういう部分で検討していって町民の皆さん が、社会に貢献できるようなそういう講座等です。開設を直ぐとは言いませんけれども、 まずとにかく検討に入るという形で、進めていきたいと考えておりますので御理解をい ただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 1点目の学校評価の関係であります。これからも、しっかりと

その辺については、取り組んでいっていただきたい部分がございますし、町内においては、学校統合等が一定程度進んではおります。そうした中にあっても、子供を育てる観点の中に親も教師も地域もという、そういう取り組みが謳われているような気がしますし、そういった意味で、地域とのかかわりというものについて、しっかりとこれからも情報を出していくと、そういう事に努めていただきたいというふうに思います。

2点目の、生涯学習にかかわってでありますが、いわゆる先ほど、ちょっと申し上げた部分についての資格については費用が掛かります。無償でという話にはなりません。その代わり、この資格を取得するのは個人であります。だから、得られた資格は個人に帰属します。しかし、その個人に帰属する資格を持って、何かの役に立つということで考えられるのであれば行政としても、その辺については一定程度、真剣に検討する余地はあるのではないかというふうに思いますので、今後、しっかりとした検討を進めていただきたいというふうに思います。この点に関しては、再度その辺の姿勢をお伺いしたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) 生涯学習課の関連につきまして、ボランティアに求めるものは、今回の災害もボランティアに求める事になろうかと思いますが、それから資格に繋がる、そういった講座についても積極的にやっていこうと思っていますし、今の学校においても、霧多布高等学校も職業教育といいますか、その辺、地域に密着したような教育を進めようと思っていますので、そんな意味では、そういった学習機会の場はできる限り持ちたいと思っておりますし、これまでは、今ある事業とて必要であるという判断の基にありますので、随時、議題の要請に答えるべく新たな事業については取り入れてという方向性は変わっておりませんので、社会教育関係の会議ですとか、教育委員会も含めまして、今何が必要かという事と、今の要請に答えるべく検討を進めて参りたいと思いますので、よろしく御理解お願いします。

議長(波岡玄智君) 3番竹内議員。

3番(竹内健児君) 221ページ、学校施設耐震診断業務委託料という所ですが、 教育長の答弁で気になるのがあるのですけども、実際、これは耐震をやって補修しなければならないと言った場合は、速やかにやるということが前提になるかと思うのですが、 その間どうしてもその工事の都合上、出来ないという事であれば、何処かの所を借りる ということはあるかと思うのですが、基本的に私は、統合問題と10ヵ年計画の問題と、 この耐震の問題とは別問題だと私は思うのですけれども、そこの辺りはどうお考えか。 教育長の答弁だと何か、それも含めたような答弁のされ方をされたんです。その点はど うですか。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) 耐震につきましては、これは国の動きでありまして、言ってみれば、学校安全の管理の最終責任は設置者であります。一時的には校長にありますが、校長の域を超えるものは、教育委員会にありますので、そういった意味では、子供の命にかかわることですから、それはそれとして進めて参りたいという方向性はあります。

その上で今、委託料を組みまして学校の霧多布小学校は耐力度強度ですし、姉別南は耐震化に向けた診断をするということでありますので、統合は統合としての流れでありますので前提としましては、今ある校舎を、いかに災害に耐えうる施設にするかという診断でありますので、それと共に学校事情、今統合に向けて町内の学校は動いているという感がありますけれども、それは昨日申し上げましたが地域の思いを前提に、これからその耐震化等含めまして協議をしていきたいとは思っています。耐震化は耐震化です。そう思っていますし、それは懸案の事項でありましたので、今年は、まず本格的な耐震化の診断をするということで、第一歩を踏み出したという事で、これから年次計画で必要な額につきましては耐震化をすると、その上で耐震化の結果に応じて今後の、学校の耐震化を補強であるか改築であるかは別にしまして、それを考えていきたいと。

それは、もちろん財政事情が優先しますけれども、その辺は町長部局の財政当局と協議しまして、それからもちろん町長の教育協定、ひとつの大きな重点項目でありますので、教育委員会とて、その学校現場を預かる組織として、町長に情報を提供しながら、教育委員会で知り得た情報は全て流して、総合的な判断をしていきたいと思っております。以上であります。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) そうしますと、耐震化の問題と改築するか修築するかは別にして、これはこれとして統廃合の問題とは別問題だということは、はっきりしている訳ですね。統廃合の問題というのは、地域の父兄の父母のあるいは地域の皆さんの意向によって、決定していくということが基本だということには変わりない訳ですね。この辺りを柔道の手で搦め手みたいのがあるのですが、何でもかんでも搦めてそして、こういうふうに持っていこうという事のない様に、やっぱりきちんとした原則的な態度をとって

いただきたいと思うのですが、その点はどうですか。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) 今、この耐震化をすることによって、どうこうするという恣意的なものはありませんが、当然、やはり改築になると、その規模とか金額とかという問題なります。それは全町民にかかわることですから、それを予算化するという事は、やはり全町的な住民の皆さんの意見も聞かなければならないだろうし、あるいは統合という問題も絡んできて、今の流れで、そういうことも含めながら素直に地域の住民に説明を申し上げたいと思っていますので、やはり今、教育委員会がどのように思っているかにつきましては、地域に素直に申し上げていきたいと思っていますし、地域の住民とて浜中町民としての共通の認識でもって思いは一緒でしょうから、そういった意味での御意見を聞いて、今後どうしたら良いかと。その前に、子供の命が最優先なので、それがまず第一の今回の予算化に向けた理由の1つです。それはそれで耐震化を優先してという考えには変わりはありません。

だから状況としましては、そういう問題もあるだろうと言うことでは、地域にも申し上げたいと思っていますし、これは早々に結果が出ますので、その前から地域には今後、こうなったらどうするというような事も、早い時期に協議をしていきたいと思っております。以上です。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) そのように曖昧な部分があるのですけれども、やっぱり義務教育ですから、教育をする点では国に責任がある訳ですよね。安全で十分健康な教育をしなきゃならないという事になれば当然、耐震に耐えられない物であれば、これは国の責任で対応しなきゃならないと。地域の住民の意見を聞いてどうのこうのという問題では私はないと思うのですが、そこの辺りが極めて曖昧な話になっているので、これは国として、やはり町として対応すると言うことがまず1つです。統廃合の問題というのはまた別問題ですよね。それに搦めて、お金が掛かるから統合した方が良いんじゃないかというような話には、私はならんと思うのです。これは別問題だというふうに思うのですけれども、そこの辺りはどうですか、という事をさっきから聞いているのですが、いろんなものを搦めて、色々説明して地域の住民の納得を得るんだということは搦め手というんですよ。そうではないでしょ。この問題では、そのことを明確に答弁していただきたいということです。

議長(波岡玄智君) 教育長。

教育長(松本賢君) まさに耐震が最優先でありますという事です。それは変わりません。したがって、早い時期に耐震化をする場合、早々に安全な施設にする為の論議の過程の中で統合は別ものですけれども、そういう御意見の方もいらっしゃるでしょうから、そう言った部分につきましては地域の声を十分に聞きながら、まず聞く事によって子供の安全に影響することがあれば、また問題なので早々に耐震化に向けて子供の命を最優先に、再短距離でという意識を持って、安全な施設にする為の最短距離でいきたいと思っていますので、早々に判断といいますか耐震に向けた協議は進めて参りたいと思っています。

別ものだと思っています。耐震化が優先です。人の命が優先です。問題の重要性から すれば、命が優先ですから統合は二の次で搦めてと言われますけれども、そんなことも 詰めて、まず耐震化を早々にする為の必要な議論はしようという事です。

あくまでも基本線は変わっておりません。そうでなければ我々、設置者としての責任を果たせないという事ですから、長年懸案であったので、まずは耐震化に向けて動いて行こうという思いが教育委員会にありますので、何とぞよろしく御理解いただきますようお願いします。

議長(波岡玄智君) 8番鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 1点だけ確認をさせていただきます。227ページ教材等購入に要する経費の教材購入ですね。新学習要領によって、体育の柔道着という説明だったと思いますけれども、武道の必修化ですか。これは平成24年完全実施ということでありますので、これは前倒しして今年から行うのか。あるいはその実践校なり、研究校なりを作ってそこでやるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。それともう1点237ページ、その他教育振興に要する経費の中の、遠距離通学補助です。定期券購入の代金の助成という事で路線バス利用者ということですから、散布方面からという事であると思いますけども、これ6割から10割ということで完全に無料にするという事であろうと思いますけれども、現在、これは何人が通学されていて、年間いくらの補助になるのかということを、お聞きしておきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 指導室長。

指導室長(梅津和広君) 武道の関連についてお答えさせていただきます。新学習指導要領で、中学体育において武道を必修化する。これは、完全実施は平成24年からで

あります。武道については、柔道あるいは剣道あるいは相撲ということが、代表的なものとして扱われることになっております。

また、20年にこれが公布されて21・22・23と3年間が意向期間となっております。そして学校の判断で、先行実施も可能という事になっておりまして、今年度は霧多布中学校が柔道を指導しております。学校横の総合体育館の武道場を使用して、柔道の指導を1年生2年生について行いました。その他の中学校4校におきましては、意向を度々確認しておりますが、3校において来年度23年度から柔道を選考実施したいと。その場所や方法につきましては、バスで移送して総合体育館の方に向かうと言う方法もありますが、その移動時間を考えると、やはり自校に畳が欲しいという意向が3校ともありました。

その結果、保管場所等の問題もあり23年度につきましては、散布中学校の備品として畳を50枚購入し指導時期をずらして、その畳を茶内中学校と浜中中学校に移動して、そして使用すると言うことで23年度の武道についての先行実施、指導を行うというような予定になっております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 高校事務長。

高校事務長(金田哲也君) 237ページの遠距離通学補助のご質問にお答えいたします。

現在、13人の方が対象になっております。その前にバス通学という事で散布方面の方が対象となっております。新年度も見込みとしまして、とりあえず1年生5人、2年生4人、3年生4人という事で13人の予定をしております。金額的には、今年度は17万8,000円の予算ということで6割ですと、大体106~7万円という事でございます。

ですから、22年度の予算が106~7万円、23年度については、100%補助で すので177万8,000円となるということでございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 柔道の完全実施でありますけれども、今、体育館に集めてという話もありましたけれども、やはり場所が問題ですよね、畳を出したりしまったりという時間もありますけれども、それは分かりました。問題は指導者が大事だと思います。ホームページで見て見ますと、地域スポーツ人材の確保とありますが、散布も確かに有段者たくさんおりましたけれども、今、現在は全く稼働してないということもあります

ので、その指導者の方は、どうされるのか聞きたいと思います。

それから、路線バスの定期券の補助でありますけれども、学校なりPTAには案内が行っているかと思うのですけれども、地域が中々周知されていないという事があると思います。隣の翔洋高校でも、ここも5~6割の補助をしているみたいですけれども、新聞にも出ましたし、やはり地元に対する周知を今後どうしていくのか。その辺も聞いておきたいと思いますが。

議長(波岡玄智君) 指導室長。

指導室長(梅津和広君) 武道の指導者についてお答えいたします。関係の中学校におきましては、体育教諭が中心となって指導をします。体育教諭は単位の中で武道の単位を取っての教員免許でありますので、その辺の指導は可能であります。

また、他の教科の教諭で柔道経験者が、今回、霧多布中学校では地域施設を活用する 柔道指導ということで、ある面モデル的に今年度行った訳ですけれども、体育教師と柔 道経験がある教師と言うことで指導を行ってきました。これからにつきましては、体育 教師が足りなくなりますけれども、地域の経験者の方々にも出来るだけかかわっていた だければ、尚更、良い指導ができていくと思いますので、積極的に検討を進めていきた いと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 高校事務長。

高校事務長(金田哲也君) 地域への周知ということでは、まさにその通りでございまして、一応学校にはこういう予定であるということで、お知らせしておりましたけれども、これからあらゆる機会で、そういう周知をさせていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 質疑ありませんか。

議長(波岡玄智君) 次に第10款公債費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第11款給与費の質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第12款予備費の質疑を行います。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) 予備費でありますが、ちょっと質問させていただきます。

毎年度、予備費というものが計上されておりまして、本年度におきましては、確か 1 0 0 万円という予備費が計上されております。予備費というものにつきましては、一般会計におきまして計上を義務づけられていると地方自治法により、そういう事はあろうかと思いますが実際に、この予備費というものが何年も使われていないのが現実でありまして、これは使わなくていいという、必要がないということで使われないのか。使うにしても、額が額だから使えないから使わないのか。その辺のところはどうでしょうか。

これは、計上は義務づけられておりますが、その額についての義務付けはないですね。 されど指針と言いますか、ガイドラインと言ったらいいのか、何と言ったらいいのか分 かりませんが、およそ一般会計だったら一般会計の予算の1000分の1から1000分の5程度は、予備費として計上しておく事が望ましいというか何というのか、そんな 決まりではないのですが、そんな考え方もあるやに聞いております。この辺で100万円が妥当かどうだという部分と、使うに使えない額だから残すという事になるのか、その辺についての考え方と、今回のような災害における出費というものが、年度内に必要となるとなった時に、実際上は3月補正において最終補正していますから、24年度予算というのは現時点においては、もう満度であると予算上のすき間はないんだと、余剰は無いというそういう予算を編成している訳ですね。

例えば、そういう不測の事態に備えるとしているこの予備費というもの、いわゆる不 測の事態が生じた場合に、規定予算が全て施行され残がないという場合に、充用するこ とができるというのが、この予備費という科目であります。これが、一定程度無いとい う事から結果的に予備費の充用も出来ないということになった時に、何かの基金を取り 崩すだとか、別の手段を講じなくてはいけないという事になる訳ですね。

そうすると、一応手間がかかるのではないのかなと。それよりは、予備費というものに、一定の額を計上しておき、いわゆる本来の役割を必要によっては果たすということも考えるべきではないのかなというふうにちょっと思いましたので、その辺についてはどうなんでしょうか。という事でお聞きをしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 予備費にかかわる御質問にお答えいたします。予備費につきましては、地方自治法の217条で予算外の支出、または予算超過の支出に充てる為、使途を特定しない歳入歳出予算に計上し、執行機関にその使途を委ねたいわゆる目的内予算という、そういう定めがございます。

それで今、議員がおっしゃったとおり、この条文の主旨からも致しまして、まさにこの災害の時に支出できる、そういう予算科目ではあります。ただ、先ほど予備費の額について言及されておりました、浜中町の予算が55億円から仮に60億円、一般会計で総体だとすれば例えば、先ほどの数値が1000分の1ないし1000分の5が適当だと言われる数字からすれば100万円という数字が程遠いというか、災害があった時に本当に予備費としての役割を果たせるのかという事では、お説の通り私も疑問に思っております。

ただ、この1000分の1ないし1000分の5につきましても、そこそこの公共団体の財政状況によっては、必ずしも、この割合に従わなくても良いということも、物の本と言いますか、予算の作り方というそういう本に記載されているのも事実でございます。それで本来であれば、先ほどの割合からすれば600万円から3,000万円ぐらいの間の数字が適当かと思われますけれども、財政状況が非常に厳しい時期に果たして、この600万円ないし3,000万円を予備費に予算化出来るだけの余力があったかどうかというふうなことを考えますと、やはり浜中町はそういう財政状況には無かったという事で、だからと言って100万円が適当かどうか非常に疑問な部分ではありますけれども、当面、先ほどの率を十分検討しながら、やはり100万円では災害には対応できないという事で、24年度に向けてこの額につきまして色々検討を重ねて、災害に十分耐えうるような予備費にしていきたいという事を考えておりますので、御理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 100万円という計上には、担当の課長としてもちょっと疑問だという、そういうようなお答えであったようでありますが、これはちょっといただけないのでありますが、本定例会において一部補正で、前年度繰越金の処理の仕方という事でちょっと申し上げた部分がありました。これは、いわゆる予備費の当初計上が100万円であったと。されど不測の事態に備える為に、予備費の追加というものを検討されたらどうかという、それはひとつの話として、例えば需用費でやるとか何とかという部分については、年度間ずっと3月末までどうしようもない、動かしようがない予算であります。

されど例えば、いわゆる工事費でありますとか備品購入でありますとか、こういう金額によりますと、たまたまこの契約が終わりますと、そこで執行残が生じる訳でありま

す。この執行残の取り扱いについて、これまでは、いわゆる補正の必要がある時まで、その執行残をそのまま留めておいて、その都度、補正の財源として活用していたという考え方で来ていたと思います。そういう考え方もあろうかと思いますが、こういう不測の事態に備えるということも考えた時に、いわゆるはっきり確定した執行残においては、一定程度の額を予備費に上乗せをしておいて、最後までその部分は一定程度を保っておく、いわゆる不測に備えると。本来の不測に備えるべき額が、適当かどうかというのは1000分の1か1000分の5と。先ほど言った課長のお答えと、600万円から3,000万円というお話がありますが、やっぱりここの部分に、一定程度の不測が生じた場合の対応出来る予備費というものを追加で計上すると、そういうような方法も一つ考えられるんじゃないのか、というような思いをちょっとしたものですから、敢えてこんな所で質問を致しました。課長は24年度に向けて検討するというようなお答えがありましたけれども、執行者として今、私が申し上げたような事について、どのように受止められたかお答えをいただければと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) ただいま年度の途中における、いわゆるこの執行残そういうものを予備費に追加補正したらどうかという、そういうご質問にお答えしたいと思います。

一般会計における予備費につきましては予算の性質上、年度の途中で増額補正するような事は本来的ではないという事が、先ほど申しました予算の作り方には記載されている訳でございます。ただ、それも状況によりけりだというふうに私は認識しております。ただし、やはり執行残は工事あるいは備品購入における執行残で、明らかにその後の使途がないというものであれば、それは補正予算をするのであれば、一般会計に戻してもらって、一時的に予備費にするのでは無くて、やはり財政調整基金に一時積立てるというような予算組みが本来であるというふうに認識しております。予備費につきましては、仮に災害がありまして、他の科目に重要した後においても、予備費を復活するような予算の組み方は適当ではないという、そういう予算の作り方の決め事がある訳でございまして、そういった面からも執行残の予備費化というのは想定しておりませんので、

議長(波岡玄智君) 次に、副町長。

御理解いただきたいと思います。

副町長(松本博君) ただいま税財政課長から、いわれた様に執行残についてはそう

いうような扱いで行きたいという考え方であると。

ただ、本当に災害が起きた時にということになってくると、また変わってくるという ふうに思っております。基本的な考え方は、先ほど言いました24年の中では、ちょっと予備費についての検討はさせてもらいたいと思いますけれども、本議会についても、 そのことについては十分3月補正含めて、まだ予定しておりますので考えているところであります。

議長(波岡玄智君) 次に、歳入10ページ第1款より順次行います。 第1款町税の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第2款地方譲与税の質疑を行います。 (「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第3款利子割交付金の質疑を行います。 (「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第4款配当割交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第6款地方消費税交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第7款自動車取得税交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第 9 款地方特例交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第10款地方交付税の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第11款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第12款分担金及び負担金の質疑を行います。 (「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第13款使用料及び手数料の質疑を行います。 (「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第14款国庫支出金の質疑を行います。

10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 国庫支出金のうち2点質問したいと思います。

18~19ページの2款国庫補助金の内の、教育費国庫補助金就学援助費補助ということで、2万7,000円の補助がここに掲げられておりますけれども、この就学援助費の内容です。どういう子供たち、どういう家庭にどのような種類の補助がなされているかという事で、出来れば小学校・中学校に分けて、そしてまた何世帯で何人という事も説明していただきたいと思います。

同じく20~21ページ、国庫補助金の3委託金のところです。その中で、民生費委託金というのがありまして、基礎年金事務委託金164万6,000円という、これは昨年同様の金額で計上されておりますけれども、基礎年金部分については、国の機関で年金機構の方で仕事をするという事になっておりますけれども、この予算はどういう事を委託されているか。中身を出来れば具体的に例を挙げて、こういうもの、こういうものという事で説明いただきたいとそのように思います。宜しくお願い致します。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 19ページの、教育費国庫補助金の就学援助費補助の内容についてご説明させていただきます。これは生活保護世帯にかかる修学旅行費の援助分でございます。小学校で2世帯、中学校で2世帯予定しております。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 基礎年金事務委託金の内容ですけれども、22年度の実績 見込み額を計上しておりますが、これは年金の得喪事務がきております。算定の基礎と しては、人件費・物件費。物件費については、その取扱いにかかわる電気代、郵便代等 も含めて算定されております。主に得喪事務です。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 生活保護世帯の修学旅行費ということで、この部分が来ていると、それは理解しました。それで生活保護家庭でなくて、教育扶助という分野もあり

ますよね。生活保護は受けていないけれども学用品とか、あるいは修学旅行だとか、そういう部分でお金も出ている。ここではなくて何処の分野で出ていて、その部分について、またどのくらいの小学校・中学校、どのくらいの人数がそれに該当しているかという事での説明をお願いしたいなと思います。

それと併せて、この教育扶助にかかわる事で、浜中町の場合の扶助を受けている世帯の数というのは、管内的に見て他と比較して、どういうふうになっているかという事の説明もお願いしたいと思います。

次に、年金事務委託金ですけれども、具体的な中身が分からない特喪事務といいまして、特別送付事務なのかなという何の特別送付事務なのか、その辺のところを具体的にという事だったのです。こういう場合の送るやつだよという中でです。それと、以前にもこういう事は出来ないのかという事で質問をした事があるのですけれども、それは年金機構にやってくださいという事ですけれども、年金のことで看板掛かっていますから、町民税の相談に行く方が居ると思うのです。年間何人くらいか。そうした場合に、年金機構に行ってくださいという言葉が相談に行った人方に掛けられていると思うのです。ここではやっていないので年金機構に行ってください。という言葉が掛けられているのですけれども、はい解りましたと言って帰って来たのですけれども、殆ど解っていない感じで帰ってきているようです。それで年金機構に行くにしても、バスや汽車、タクシーに乗って行けない事はないんです。そういうお年寄りや、1人暮らしの人も中にはおりますし、そういう時に役場が気を利かせて行かなくても、手続きが簡単なものであれば、こんなふうにしてやったらどうですかと言える部分もあるのかなと思うのです。

例えば、自分の身分を証明するような保険証とか、それから運転免許証とか身分を証明するコピーを入れて年金番号を入れて、この人はこういう証明書を送ってもらいたいと言っているんだけれども、そういう証明書を送ってくれないだろうかと。役場が出してくれれば向こうで、そういう証明書を作って相談に来た相手に送ってくれるというような関係というのは、出来るならあってもいいというか、そういう事も出来るものかなと思うのですけれども、そういう郵送でも出来るようなものであれば、パターンを用意しておいて、こんな文章で書類を出してもらうというようなことですね。向こうの年金事務所も、そういう要求であれば殆どお金が掛からないで、郵送料も向こう側の年金機構でやってくれてお金いただきませんよ。という事で、やってくれるのかなと思うのですけれども、ちょっとした相談事で向こうに行かなくても手助けできないのかなという

事で考えをお聞かせ願いたいと思います。以上。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) お尋ねの件は、準用保護世帯にかかわる学用品等の補助にかかわるものだと思いますけれども、これにつきまして以前は、国庫補助の対象だった様でございますけれども、いつからかはちょっと定かではないですけれども、交付税算入ということになっておりまして、この交付税に算入されているという事で、この23年度予算の歳入の国庫補助金の中に入っておりません。

人数的に申し上げますと、小学校で世帯は押えていなくて人数で28名予定しております。中学校で25名ですか。一応予定しております。管内的な状況でございますけれども、管内の人数はちょっと押さえてないのですけれども、この準用保護の認定に当たっての基準ですけれども、一応私、浜中町としましては、生活保護を基準に用いる計数の一律1.3倍というのを基準にしておりますけれども、管内的には1.2倍あるいは1.1倍というところもございますので、他の町村に比べると基準は緩くしているというような状況でございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 先程、具体的にというお話でした。簡単に得喪事務というようなお話をしましたけれども、20歳になったら国民年金に加入しましょうということで、その手続が年金の資格を得るという事で得です。それから失うのは国民年金保険から被用者保険に移行する厚生年金に移行する、こういった場合についても、役場に届けてくださいよという事で、そういった事務を行っています。

それから、保険料を納められない方についての免除申請というのがあります。そういう免除申請の手続等についても役場が窓口になって行う事もあります。直接、保険年金機構の方へ出向いて手続きをされている方も当然おります。それと65歳になりましたら、年金を受け取ることができると。それの窓口にもなっているという事でございます。

それから、協力連携に掛かる経費ということで、業務取扱の中で算定もされております。これについては年金記録の相談とか窓口に来た時に、電話で年金機構の方に問い合わせをしたり、そういった部分にかかる経費が、この中に算定をされております。

ですから、加藤議員が言われている、年金機構へ行ってくださいというだけでは無く て、窓口で対応出来る部分については、窓口で当然行っている訳です。ただ今、浜中町 には、元あった紙台帳この記録はまるっきりございません。これは全て年金機構の方に 引き継いでおりますから、手持ちの資料で分析することは出来ません。ですから詳しい 年金記録については、年金機構へ行ってくださいと言わざるを得ないという事ですので、 御理解いただきたいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) どうもありがとうございました。就学援助の関係は交付税算入という事で、そしてまた人数28名、25名と報告がありました。私、この数というのは今まで聞いたうちで多いなと。よく来られているなという感じで受取ましたら、他の所よりも緩く対応しているのだという事です。こういう今、収入も大変なところもあるので、落ちこぼれのないようにこういう補助があるのだから、受けられる体制をやってくれているんだなというふうに私は思いながら、この数字を見ております。

それで、こういう対象というのは本人、あるいは民生委員通しての申請という形で、出てくると思うのですが、受けてない人それから、今まで受けたことのない人ということで、実は受けたいんだけれども、どうしたら良いのか分からないと。そういう一般的に子供を抱えている親に対して、こういうものもありますと言うことの伝達ですかね、そういうものがなされてきた結果が、こういう結果になってきているのかなと私は思っているのですが、その辺は、どういう宣伝をしながら落ちこぼれのないように進めてきているということでの説明をお願いしたいと思います。

次に、基礎年金事務並びに連携委託の件ですが、説明を聞いてなるほどなと。初めて資格のある人の事とか、国民年金から厚生年金に移る人とか、そういう業務をやっている事で了解しました。それから、向こうと連携してという事もあるのですね。記録はここの町にはないので、全部向こうに記録行っていますから、例えば、旦那も奥さんも両方現在は国民年金ですけれど、旦那さんの方が昔、船に乗っていたとかあるいは厚生年金に入っているとか、そうすると年金事務所の厚生年金の方から調べてみたら、亡くなった旦那さんは厚生年金に入っていた時期があるので、それを知りたいので、その記録を送付して欲しいと奥さんに来たのです。そうした場合に、その記録を取るのなら向こうにあるので、そういうものだったら手紙を送って、そして書いてそういう事も出来るのではないかなと私は思うのですけれども、そういう記録を奥さんに送ってくださいというような手続きは具体的に示すと、こういう話ですけれども出来るものかどうか。それをお願いします。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 周知の方法でございますけれども、町の広報で載せておりますし、また毎年4月には全校児童生徒の保護者に対しまして、各学校で説明をしながら、文章を配っております。

また、年度途中においても随時そういうのは受付しておりますので、今後も、周知につきましては徹底させて行きたいと思いますけれども、御理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 再々質問にお答えいたします。具体的な例を挙げてご質問を頂きましたが、私どもが行っている事務は、すべて国民年金にかかわるものです。

ですから、国民年金以外の事務、喪失されて厚生年金に入るよという場合については、 それを国民年金の加入から抹消する。 そういう手続がされるというだけのお話なんです よ。 具体的には。

ただ、今言うお話については、年金記録の旦那さんが昔船に乗っていたと。船員保険に入っていたと。そういった場合に奥さんは国民年金に入っているとすれば、奥さんの国民年金の記録の中に厚生年金に入ってきた期間、これを調べたいということであれば、厚生年金に入っている場合は、奥さんは国保から抜ける訳ですよね。2号被保険者になりますから。

ですから、その辺の関係で記録を欲しいということであれば、本人が行かないと個人情報ですから、これは郵送等では私は出来ないというふうに、最近の個人情報の扱いを見ていきますと出来ないものだと。ですから直接、年金記録の関係については、多くの方が年金事務所あるいは年金機構ですね。そちらの方に、足を運んでいただいているというのが実態ですので、あくまでも町で行っている年金係の事務というのは、国民年金にかかわる事務というふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 次ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第15款道支出金の質疑を行います。 8番鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 23ページ商工費道補助金の中の、地方消費者行政活性化交付金300万円。レベルアップ分という説明だったと思いますけれども、まず歳出の商工費の中のポイントカード分300万円と一致する訳であります。本当は歳出の方で質問すれば良かったのですけれども、質問する機会を逸してしまいましたので、もし関連が

なくても、町民の関心事でありますので、ポイントカードの件の説明をお願いしたいと 思います。

まず、ポイントカード導入時期あるいは今、既存のピリカスタンプの今後の取り扱いいわゆるスタンプからポイントカードに移行していくその関連です。これを解る範囲で結構ですので説明をお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) お答えいたします。まず歳入でありますこの地方消費者行政活性化税交付金というものについては、歳出の方で消費生活の方の予算ということで使われています。よって、この300万円についてはポイントカードという事ではございません。

それで、歳出の方にもかかわってくると思うのですけれども、ポイントカードにおける歳出については、商工団体助成に要する経費ということで、その中で入っております。これは税財政課長の補足説明にもございましたとおり、2,230万円ということで、本年度ポイントカードについては、この中で補助して行くという事で予算計上させていただいております。

続いて、ポイントカードの事業補助になるまでの経緯でありますけれども、これについてはピリカスタンプですか、その協会がございまして、その中でサービス行為というのですか、そういうものを実施しながら、販売事業拡大に向けて取り組んできておりましたが、昨今の消費行動におけるポイントカードという事では、当町は大分遅れていたという事で、何年か前からこの導入に向けて、ピリカスタンプ協会が中心となって進めて来たということであります。

その中では、視察に行って来ましたし、数度に渡る協議をして参りました。そういうことで進めていくという事に決定した訳ですけれども、まず、このポイントカードを導入するということで行きますと、やはり消費者もそうですし、受ける方の商店側もそうですけれども、お互いの手間を省くというのも1つかと思いますし、最大のものではポイント発行、それから還元によって販売促進事業を図って行きたい。それによって町外の消費、購売流出防止、それと消費拡大を図って行くというのが最大の目的であります。

よって、この町からの300万円という補助でありますけれども、この事業については、その協会においても応分の持出しがあります。これについては、全体事業費としては650万円というものを考えております。その中の町からの300万円で事業を開始

していくということになっております。この事業開始については、7月1日をスタートという事で考えております。その間、ピリカスタンプの既存のものの処理等々やっていきたいというふうに思っていますし、ピリカスタンプについては12月末までの回収行為をしていくということでもスタンプ協会では周知していくというふうになっておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今の8番議員の質問と同じところですけど、地方消費者行政活性化交付金という300万円の件ですが、昨年から見て112万円程減になっているんですね。

それで前年度と比べて、これが減ったということと、それから、それはどういうものに使用するというか使い道はどういうものであるかという事で来ているものなのか。そして、これは毎年将来においても将来と言っても、ここ数年は、この予算というのは来ますよという中身なのかどうかお願いします。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) この地方消費者行政活性化交付金というのは、国の 交付金事業でありまして、道において基金を設け行っている事業であります。

本年は300万円という事で昨年よりは110万円程ですか。その交付額が落ちていますけれども、3年間で浜中町で枠組みがございまして、当初、浜中町はもう既に、23年度においては30万円程の枠しかございませんでしたということであります。

それが、他町においての利用というのですか事業を行わないというもので、基金自体で多少の残があるという事で、浜中町において活用しないかという事で、この予算編成前にお話を受けまして、それでは目一杯消費生活の関係で活用させていただくということで、この度300万円を交付の歳入として見ております。この事業の中身でありますけれども、まず消費者生活相談、それから消費生活にかかわる関係で研修に行っております。その研修旅費これについては、町の職員もそうですし茶内支所の2階に相談室を設けているのですけれども、その職員についても研修に行くと。これらの研修旅費として使われておりますし、本年は予算的には計上していないのですけれども、需用費の中で啓発チラシ、それからガイドブックと言いますか生活相談にかかわる本とか、最近ではタオルに相談窓口の電話等、それからエコバックに同じような相談窓口の電話等を付けておりますし、そういうものに使われております。ということで、主にその消費生活

にかかわっての啓発、それから相談等々に使われる交付金であります。以上です。

議長(波岡玄智君) 次に、第16款財産収入の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第17款寄附金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第18款繰入金の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第19款繰越金の質疑を行います。

(「なし」呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第20款諸収入の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第21款町債の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ部者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、各表の質疑を行います。

第2表債務負担行為の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に、第3表地方債の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第23号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定する事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第24号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 副町長。

副町長(松本博君) 議案第24号 平成23年度浜中町国民健康保険特別会計予算 について提案の理由をご説明いたします。

本会計の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億3,249万5,000円と定めようとするものであります。予算の内容につきましては、歳出1款・総務費では、前年度より156万8,000円減の1,072万9,000円を計上。国保事業の大宗を占める2款・保険給付費では、前年度より6.1%増の7億7,584万2,000円を見込み、3款・後期高齢者支援金は、北海道広域連合の運営に係る負担金等、厚生労働省のワークシートにより算定された額、1億5,661万6,000円を計上。4款・前期高齢者納付金は、前年実績見込み額の36万1,000円を計上。5款・介護納付金は、第2号被保険者の介護保険料分で7,283万7,000円を計上。6款・共同事業拠出金の1億6,965万6,000円は、高額医療費共同事業分3,375万5,000円と保険財政共同安定化事業分1億3,590万円を国保連合会に拠出するもの。

7款・保健事業費600万5,000円は、保健衛生普及費で97万1,000円を 計上し、人間ドック助成等を行うほか、40歳以下及び広域連合から委託された75歳 以上の方々を対象とした基本健診に係る経費91万7,000円を疾病予防費に計上。 併せて生活習慣病の予防を図る特定健康診査等事業費では、411万7,000円を計 上して各種検診や保健指導を通じて、健康に対する意識の高揚を図り、医療費の低減に 努めてまいります。

その他、8款・公債費、9款・諸支出金、10款・予備費で4,044万9,000 円を計上。

一方、歳入につきましては、一款・国民健康保険税で、前年度より4.4%増の5億6,591万円で、歳入総額の45.9%、医療給付費分の現年課税分は、前年度当初予算対比8.9%増の4億1,157万5,000円となります。滞納繰越分予算額については、想定見込み額に対し35%の額で計上させていただきました。

また、後期高齢者支援金分は、歳出予算計上額から国庫補助金を除いた額に収納率を乗じた額として8,480万7,000円を計上。介護納付金分の現年課税分は、3,944万1,000円を計上。2款・国庫支出金は、3億1,950万7,000円で、

歳入総額の25.9%となります。3款・医療給付費等交付金につきましては、退職被保険者等に係る交付金で、952万1,000円を計上しております。4款・前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者に対する交付金で7,403万1,000円を計上。5款・道支出金は、歳出6款の高額医療費拠出金に係る道負担金及び道補助金の財政調整交付金を含め、6,692万5,000円で前年度より831万9,000円の増。6款・共同事業交付金は、5款同様高額医療費拠出金に係る交付金と保険財政共同安定化事業交付金を含め、1億5,198万7,000円で、412万8,000円の増。7款・財産収入2,000円は科目設定。8款・繰入金では、国、道から交付される保険基盤安定による低所得者の保険税軽減措置分、出産育児一時金等で4,279万2,000円を一般会計から繰入。9款・繰越金は科目設定。10款・諸収入では、健康診査等負担金として北海道広域連合からの受託分と特定検診に係る個人負担金等で181万9,000円を計上しております。

最近の国保会計は、医療の高度化、多様化に伴い医療費が年々増加し、それに伴う保 険給付費が増加傾向にあり、昨年は、療養給付費と高額療養費の給付が増加しておりま す。特に、65歳以上75歳未満の前期高齢者と呼ばれる年代層の医療費が今後も伸び ることが予想されますので、医療費の抑制を図る保険事業の推進が強く求められており ます。今後とも、医療費の推移を見極めながら、国民健康保険特別会計の健全な運営に 努めてまいります。

なお、出産育児一時金に係る国保条例の一部改正は、関連法案が国会で成立した後となるため、専決処分にて改正する予定ですので、了知いただきますようお願いいたします。

また、平成23年度の税率及び賦課限度額の改正等については、所得が確定した後、6月定例会でご提案させていただきます。なお、本予算につきましては、2月21日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。以上、提案理由をご説明いたしましたが、詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) (議案第24号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後12時00分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号の補足説明を続けます。

町民課長。

町民課長(川村義春君) (議案第24号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

3番竹内議員。

3番(竹内健児君) これは6月の調定額が組まれないと、はっきり言えないと思うのですけれども、町政執行方針の中で23年度の国保税の関係で、こういうふうに執行方針の中に書かれているのですが、その年度の医療費の総額を推定し、国等の補助金を差し引いた額を保険税として負担するという事になっているのですが19ページ、歳入の方の国保税です。

それでこの点で、本年度は中間所得の負担を軽減するため課税限度額の引き上げが予定されていると、6月の税決定の際に条例で定めるというふうに書いてあります。これは端的に言って保険税が上がると、そして中間層の課税限度額を引き下げるという事が予定されているんだけれども、これは一体どういう影響が、どこに来るかという点ですが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) お答え致します。国保税の限度額の引き上げに関する部分でございます。執行方針では、医療制度改革によりまして、本年度については医療分が今現在50万円、後期分が13万円、介護分が10万円というふうになっております。

それが、課税限度額の引き上げが予定されておりまして、医療分が1万円上がって5 1万円、後期分が1万円上がって14万円、介護分で2万円上がりまして12万円、4 万円の引き上げとなる予定でございます。まだ、これは確定した訳ではありません。

それで、目的はという話ですけども、中間所得層の負担を軽減する今、医療分で行きますと 5 0 万円ぎりぎりの部分が一番重い訳ですよね。所得の関係で行きますと。これを引き上げることによって貰える所からは多く頂ける、所得が限度額が上がりますから。

ですから、低所得者については逆に安くなると。そういうことになると思います。税 金を所得のある人から多く頂きますよという事ですから、低所得者の部分については低 くなるというふうにご理解をいただければと思います。影響については、そういう事だと思います。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) そういたしますと、平均的な国保税というのは上がると、これは実際に当初予算を見れば、全体に給付費が上がる訳ですから、当然、保険税は上がるだろうという事は予想されるのだけれども、限度額も上がると全体で平均4万円ということになりますか。

そうすると、結構高いものになるのかなというふうに考えられるのですけれども、いずれにしても、この国保税の関係では、この前の私の一般質問の中でも述べましたけれども、22年度の見通しなんかは、21年度決算の状況から計りますと4,685万9,000円と。これは、歳入・歳出引いて残る繰越金から返還金を払った残りの部分だと。それが減税財源のものになるというふうに言われたのですが、色々減税財源の中から引かれるものがあるのでないかなと私は予想するのですけれども、実際、21年度の決算書を見ても、この数字は出てこないんです。この数字というのは前年度の決算の数字から見ても、22年度の4,685万9,000円くらいになるというのが出てこないのですけれども、これは1億400万円の中の繰越金の中に含まれているというふうに見て差し支えないのでしょうか。その辺りが良く解らないのです。引かれるものは引かれて、残った分を積立だとかというのではなく繰越する訳ですから、予備費と使わなかった部分になると思うのですが、その部分と足したものが繰越金に当たるというふうに理解して良いのかどうなのか。そこの辺りが決算書を見ても良く見通せないというのがあるのですが、それはどうなりますか。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課(川村義春君) 議員まだ理解されていないと思うのですけれども、補正予算の時もお話ししましたけれども、21年度の繰越金1億円いくらありましたよね。その1億なんぼから国・道の償還金を引いて、残りが減税財源ですよという所まではいいですよね。その1億4,000いくらというのが、減税財源だけれども、それだけじゃ去年並みの税率に行かないのですよ。

ですから、ちょっと言われていましたけれども、予備費これらを6月の時点で削って、 減税財源に加えているんです。それで、前年度の税率並みに持っていく22年度につい ては、21年度に下げましたから税率そういう仕組みでやっています。ですから、今年 度についても23年度予算については、当初予算の国保税については、歳出の総額から 歳入で入ってくる国・道補助金支出金、これらを差引いて残りの部分を税に求める。

それで、取り敢えずは4億1,157万5,000円という国保税を取り敢えずは入れておく。そして6月に所得が確定しますから、その段階で税率を調整する。ですから今年の決算繰越金が予定としては3,500万円くらいの繰越財源が出る予定です。

ですが、前年度歳入超過されたものがあるとすれば、今年度23年度で返還しますから、その3,500万円から仮に500万円返還金があるとすれば、3,000万円が原資だけど、3,000万円では多分、去年並みの税率は確保できないでしょうから、今回予備費で5%計上してありますから、その予備費を削って減税財源に持っていくとそういう努力をするという。それと税の収納で頑張ってもらっていますので、税収の収納率をどれだけ見るかと。この辺も6月段階での試案になるのです。仕組み的にはそういうことですので、繰越財源というのは、あくまでも繰越された額を持って、毎年度、毎年度、積立はないですから、繰越財源は積立しませんから1年、1年そういう形で苦労しながら健全財政を維持していく。そういうことでございますので、御理解ください。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) そうしますと、繰越をするという事であると、非常に解り易いと思うのですね。例えば、これだけの繰越をすると。そして翌年度の財源に充てるというような事をしないというのは今、言ったように積立をしないと。繰越じゃなくて積立をしないと。それで積み立てをすると、はっきり目に見えるわけですね数字が。これだけの積立をすると、これだけ余ったから積立てると。それを年々ずっと積立てると。そして足りない時、そこから崩すというようなやり方は出来ない仕組みになっているんです。そうなれば非常に良く解ると思うのですね。これだけの基金があって、これをその減税財源に充てるんだと。赤字になった時には、そこから取り崩して充てるということが出来ると思うのですが、いくら取り崩したというのが解るし、残っているのがいくらだというのが解ると思うのですが、そういう事は出来ない仕組みになっているという事ですか。してはいかんという事ですか。積立はいかんという事ですか。そこの辺りちょっと説明していただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 繰越財源を基金に積立てる事については出来るんですよ。 それは可能です。 ですが、先程も言いましたように、6月に税率を決定する。その時点の減税財源が出て来ないんですよ。先ほど言ったように、毎年度繰越金を充てにしながら減税している訳ですから無くなるんですから、繰越された財源は減税に使っちゃう訳ですから無いんですよ。

だから、??にも積めないのです。積みたくても積めないんです。解りますか。減税 財源に使っちゃう訳ですから、6月時点の補正でだから、その辺をちゃんと理解してく れないと、この話は水掛け論に終わりますので十分理解していただきたいと。私が言っ ているのは解ると思うんですよね。解りますよね。そういう事で事務的な話を、もう少 し理解してもらうのに、担当の方に是非出向いて頂きたいと思います。

議長(波岡玄智君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第20号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第25号 平成23年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものにしていく為に、高齢者の医療の確保に関する法律によって、平成20年度に創設された医療制度であり4年目を迎えます。この制度の運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の収納などの窓口業務や広域連合への保険料等の支払い等に係

る業務は市町村で行い、制度の円滑なる運営を図ろうとするものです。

本会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,016万5,000円と定めようとするものであります。歳出、1款・総務費で99万6,000円を計上しており、内訳は、一般事務に要する経費で42万9,000円、保険料賦課徴収に要する経費では、56万7,000円を計上。2款・後期高齢者医療広域連合納付金は、5,906万9,00円の計上で、歳入の保険料見合い額及び保険料軽減分として、国から市町村に交付される保険基盤安定分、並びに広域連合職員の人件費に係る市町村割り負担分であります。3款・予備費では、10万円を計上しております。

一方、これに要する財源として、歳入1款・後期高齢者医療保険料4,106万6,000円を計上。内訳は現年度分、特別徴収保険料2,643万9,000円と、現年度分、普通徴収保険料1,410万円、滞納繰越分普通徴収保険料は、過年度未収見込み額の8万5,000円と、現年度の未収見込み額の予定収納率80%44万2,000円を計上。2款・繰入金は1,909万5,000円を計上。内訳は、保険料の軽減対策として、国から交付される保険基盤安定繰入金1,530万円と収支の均衡を図る事務費繰入金379万5,000円であります。3款・繰越金1,000円及び4款・諸収入3,000円は雑入及び保険料還付金、並びに還付加算金で科目設定であります。以上、提案の理由を申し上げましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) (議案第25号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第26号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第26号平成23年度浜中町介護保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成23年度浜中町介護保険特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入・歳出それぞれ3億8,164万1,000円に定めようとするものであります。予算の内容につきましては、歳出1款・総務費で、介護保険推進に要する経費、介護認定審査会に要する経費、介護保険料賦課徴収に要する経費で456万9,000円、2款保険給付費で、居宅介護サービス等給付に要する経費、居宅介護住宅改修に要する経費、居宅介護福祉用具購入に要する経費、地域密着型介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費、居宅介護サービス計画給付に要する経費、審査支払手数料、高額介護サービスに要する経費、高額医療合算介護サービスに要する経費、特定入所者介護サービスに要する経費などで3億6,631万3,000円、3款・地域支援事業費では、一般高齢者対策事業に要する経費、特定高齢者対策事業に要する経費、包括的支援事業に要する経費、任意事業に要する経費で1,015万2,000円、4款・基金費では、4万7,000円を歳入歳出の均衡を図る調整財源として計上、5款・諸支出金6万円、6款・予備費で50万円を計上しております。

一方、これに対する財源として、1款・介護保険料、第1号被保険者保険料7,38 0万6,000円、2款・国庫支出金で介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業 交付金、事業費交付金などで9,348万4,000円、3款道支出金は、介護給付費 負担金、地域支援事業交付金で4,675万1,000円、4款・財産収入では、利子 及び配当金で3万7,000円、5款・支払基金交付金で介護給付費交付金及び地域支 援事業支援交付金で1億897万円、6款・繰入金では、介護給付費及び地域支援事業 費の町法定負担分12.5%と地域支援事業の20%の繰入と歳出総務費の合計額と介 護保険給付費準備基金繰入金、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で5,858万 7,000円、7款・繰越金では1,000円、8款・諸収入5,000円は、それぞ れ科目設定で計上しております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、予算の詳細につきましては、福祉保健 課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) (議案第26号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

7番成田議員。

7番(成田良雄君) それでは53ページ、1点だけ質問をいたします。委託介護住宅改修に要する経費の中で234万6,000円、今回計上されておりますけれども、これをもっと詳しく予算内容の説明をお願いします。改修費の何%を支給するのか、また234万6,000円は、何件分の計上をされているのか。また、上限があるのか。また、申請者全件に対して補助対象になるのか、この点まず回答をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 住宅改修につきましては、手摺の取り付け、段差の解消、滑りの防止等、移動の円滑化等の為に路面の材料の変更だとか、引き戸への変更だとか、そういった住宅改修が主になります。限度額につきましては、1人20万円で、自己負担が1割負担ということになります。

それで、その20万円以内であれば利用可能、20万円以上につきましては、自己負担という形になります。23年度の利用見込み数ですが、要介護者で20件、20名分。 それから要支援の方で8人分というふうになっております。

議長(波岡玄智君) 成田議員。

7番(成田良雄君) 解りました。それで事業費が20万円以上の場合は、20万円 に対しては1割ですけれども、例えば30万円だったら、12万円が要するに自己負担 になるのか。その辺についてお願いしたいと思います。

また、今エコポイントという事で、住宅のエコポイントは延長になったと思います。 その中で国においては、検討という住宅のバリアフリーの改修した改修費にも、エコポイントを導入しようと、このようなまだ実施ではないですけれども、今後、その対象者もバリアフリーした方においても、エコポイントの制度を導入しようという事はありますけれども、町において、この情報が来ているのか、その点お願いしたいなというふう に思います。

また、関連しまして公営住宅です。福祉課として公営住宅に住んでいる方の要介護、 支援介護者について、このように公営住宅をバリアフリー化して欲しいと、改修して欲 しいと、この様な要望が何点かあるかと思います。その要望があった場合に、どのよう な対応をしているのか。この点答弁をお願いしたいと思います。

また、入居者において、バリアフリー化が必要だという件数も、もし調査しておりま したら御答弁をお願い致します。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 住宅改修の関係でございますが、限度額が20万円で、自己負担2万円という事になりますので、30万円の場合は10万円の限度額を越しておりますので、その10万円と自己負担の2万円で、12万円の負担というふうになりますので、ただ、今お話の通りになります。住宅エコポイントの関係、バリアフリー改修費の関係ですが、情報をまだ頂いておりませんので、国からの通知があれば、それなりの対応になろうかと思います。

それと、公営住宅の要介護者のバリアフリー化でございますが、これにつきましても、担当課としては20万円以内で、建設水道課の方にお断りをして手摺とか、段差の解消だとかそういう事をやっていくと。入居者にかかわってですけれども、入居者でバリアフリーにして欲しいというお話を聞いた覚えが無くて、それで公営住宅の担当課との協議になりますけれども、現状で改修してバリアフリー出来るかどうかについては、ちょっと難しいところがあるのかなというふうには考えております。

議長(波岡玄智君) 成田議員。

7番(成田良雄君) 了解致しました。そういう意味では、もしエコポイント制度が 導入されますと、受益者が増えるかと思いますので、件数においては、上限がないとい う事でございますので対応をお願いしたいなと思います。

また、公営住宅の入居者でございますけれども、手摺等の付けて欲しいとかと言うのは、今までずっとあると思います。福祉課また建設課において、しっかりと対応して行ってもらいたいと。そういう意味で一般住宅においては、このように改修費を補助しておりますので、また公営住宅においても、しっかりと今後やはり小さな要望でもあるかと思いますけれども、特に霧多布は前から言われていますけれども、3 階建てに手摺を付けて欲しいと。しかし、階段が狭いという事でございますけれども、利用する時に手

摺が倒れて普段は邪魔にならないというような、そういう方法もあるかと思いますけれども、そういう意味で手摺なり公営住宅の入居者において、介護支援の方の、もし要望がありましたら、しっかりと対応していってらいたいと思いますけれども、その点、再度答弁をもらいたいです。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 公営住宅の入居者が、生活区域として動く玄関から中ですね。中については、実際に、この制度を使って改修されている方はおります。共有部分ですけれども、共有部分についても、必要があれば建設課の方と協議しながら、なるべく御要望に答えるような形で働きかけをして行きたいというふうに考えております。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第26号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第27号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第27号平成23年度浜中診療所特別会計予算につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入・歳出それぞれ2億2,995万2,000円に定めようとするものです。これは、前年度当初と比較いたしまして54万円、

0.2%の減となっております。

予算の内容につきましては、歳出では1款・総務費の人件費において報酬、前年同額の3,000万円、給料78万2,000円増の5,647万8,000円、職員手当13万9,000円減の3,106万9,000円、共済組合等負担金、退職手当組合等負担金101万9,000円増の3,065万2,000円、人件費総額で166万2,000円増の1億4,819万9,000円、賃金では、臨時雇上げ賃金61万9,000円増の2,255万2,000円、医師雇上賃金、前年同額の1,225万円で3,480万2,000円、施設等の維持管理費及び事務費などで68万円増の2,292万5,000円を計上。

総務費総額では296万6,000円増の2億608万6,000円となります。2 款・医業費では、診療に要する諸経費で主なものとしては、医薬材料費、臨床検査委託 料、寝具費、給食材料費などで121万円増の2,321万6,000円を計上。3款、 公債費では元金464万5,000円減の30万円、利子6万6,000円減の14万円を計上。

一方、これに要する財源として、歳入では、22年度決算見込み等から推計し、1款・診療収入では入院収入で77万6,000円減の4,444万4,000円、外来収入は498万円増の5,474万6,000円、その他の診療収入は1万9,000円増の167万7,000円で1億86万7,000円を計上。2款・使用料及び手数料では、125万円増の791万6,000円、3款・繰入金は、収支の均衡を図るため歳出の人件費、公債費ほか見合い分として、一般会計繰入金で602万3,000円減の1億1,989万6,000円、4款・繰越金は前年度剰余金として1万円を科目設定し、5款・諸収入では職員等給食費などで1万円増の126万3,000円をそれぞれ計上しております。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしましたが、医療環境は依然厳しい状況にあります。これからも病院、診療所との連携を図り入院病棟を含め診療所を運営維持していくために地域医療に努めてまいります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、詳細につきましては、浜中診療所事務長より 説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

診療所事務長(山田清也君) (議案第27号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

歳入、歳出一括して行います。

- 10番加藤議員。
- **10番(加藤弘二君)** 68ページ歳入の部分で診療収入では、入院収入、外来収入 その他の収入ということで、そこに示されておりますけれども、23年度の収入については、前年度と比較して減になっているという分が少なくて、今までは がとっても多かったのですけれども、これは、患者さんがずっと減ってきたものが、盛り返してきたのかという、そういう感じで見受けられると思います。

それで、これを見てみますと減になっている部分は、国民健康保険の部分が入院・外来ほぼ減っていて、後期高齢者、介護保険その辺の年齢のいっている人、お年寄りが結構利用しているのかなという、そういう事も考えられます。それで、ここでお聞きしたい事は過去ここ2・3年を比べても、病院を利用する方々が多くなって来ているのではないかというような、想像がつくのですけれども、数字で示してもらいたいのですが、例えば入院ベット、何ベットあるうち入院患者でいうと、平均して全部利用されているとか、9割は利用されているとか、そういう形での比較でもいいのですが、利用されている満所になっている部分がどうなっているか、という事の説明をお願いしたいと思います。それから、外来収入については、1日に何名の患者さんが見えられるかという程度で、これは2・3年前に比べて去年はこうで、その前はこうで増えていますというような御説明を頂ければ有難いなと思います。

ちょっと観点が変わる部分があるのですけれども、それは外来の関係で良いと思いますが、診療所費と言いますか診でもらえないという、そういう事があるのですけれど、1件を具体的に申し上げたいのですが、これはどういうことで診察してもらえなかったのかという事です。それは、3月初めに亡くなった方のお話ですけれども、90歳過ぎた方で爺さん婆さんとも、浜中診療所にお世話になっていた。これは事実でありまして、でも最近、この4~5年なのかも知れませんけれども、鼻から酸素を入れておりまして、前までは短い管でやっていましたけれども、最近見たところ向こうの部屋から、ずっとパイプを持ってきて鼻に通していた方ですが、夕飯を食べるのに爺ちゃん晩御飯だよと言ったら、うなずいた様な感じでそのまま動かなくなったと、揺すってみても動かなかったので救急車を呼んだと。霧多布から直ぐに来てくれまして救急車の方が、近くだから霧多布診療所に運びますという事で電話したそうです。救急救命士の方は、近い方が

良いだろうということで電話してくれたのですが、色々話しているうちに、どうも診てもらえないようだという事で、その患者さんは山ひとつ越えて厚岸に通っていたと、それで厚岸に電話したら良いですよと、掛かりつけ医だったと思うのですけれども、そちらに行ったら、お医者さんが待ってくれていて診てくれて、これはもう御臨終ですねという事で診断書も書いて手当をして、お世話してくれたというそういう事があったのですが、その亡くなった方の息子さんが、私がお悔やみに行ったら、開口一番断られたと、診療所にという事でびっくりした事を私に伝えました。どうしてそうなのかと言ったのは私、先ほども言いましたように、爺さん婆さんはずっと、ここの診療所に通っていた方なので、まさか今こうやって断られるとは思わなかったと言う事です。

そういう事をされると、本当に何の恨みも何もない病院に対して、何が悪かったのだ ろうかという、そういう気持ちにもなったと言います。その辺のところ、ちょっと説明 して頂ければありがたいと思います。以上。

議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

診療所事務長(山田清也君) それではまず、入院の関係のベットの稼働供給という 事ですけれども、年度毎の1日平均の入院患者と、この人数は出ております。それで、 お話をさせて頂きたいと思います。

19年度は1日当たり13.1人、20年度が13.3人、21年度は13.3人、それで22年度ですけれども、2月末までの数字でお答えいたします。22年度は2月末時点で12.1人です。基本的に診療所は19床ですけれども、うちの場合は介護の療養をやっておりますので介護が6、一般が11、合計で17床を目途に対応をしております。

次に、外来の関係ですけれども、19年度は1日平均41.0人、20年度が40.0人、21年度が37.1人、22年度につきましては、2月末現在で40.1人となっております。3月初めの救急の時に診てもらえなかったというお話ですけれども、詳しい内容は、私もちょっとここでは承知し兼ねておりますけれども、3月初めに消防から救急の電話がありました。

一応、診療所としては、受入は出来るというお話はさせていただいているのですけれ ども、最終的に厚岸の町立病院が掛かり付け医ということで、その方の持っている病状 ですか、そういうのもあって厚岸に行ったというふうに判断しております。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 入院患者については、ずっと19年度から21年度まで平均して横ばいしていると思います。

それから、外来患者についても19年、20年、21年はちょっと落ちたのですけれども22年40名と、1日40人平均で来ていると。このままで行けば、その数字で行くのでないかなというふうに思います。大体、診療所の方の患者数というのは落ち着いて来ているのかなと。ずっと減って来ていた所から、落ち着いてきているのかなというそういう見方で見えるのですけれども、患者さん方の感じだと病院に行って診てもらう、そういう雰囲気というか、そういう医者との信頼関係とかそういう部分は、どんなふうに感じられておりますか。

それと、厚岸町立病院が掛かり付け医なので、そちらの方に廻してもらったという事ですけれども、救急隊員の感じが、どういう感じで見受けられたか知りませんけれども、この患者は前にここに掛かっていた。しかし、最近は厚岸に行っているというようなことで、掛かり付け医が良いんじゃないかという事で行ったそうですけれども、それは、この診療所で診察診断というのは出来ないものなのか。特別な場合は、そっちに行って、そうでない場合はこっちというような事なのか、掛かり付け医のところに必ず行ってもらうというのが診療所の考えなのか。その辺どうですか。

議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

診療所事務長(山田清也君) まず1点目の、医者と患者との関係といいますか、それに関しては、特に今までと同じ様に患者さんも、にこにこという訳ではないですけれども、割りと気軽に来て気軽に話して帰って行っているという、直接、診察とかの外来の所には、私もちょっと入っていけませんので、ロビーに居る患者さんと話したりする機会も結構ありますので、そういう中では、先生なりその診療所に対する御意見といいますか、そういうのは特に言われてはおりませんので、この辺はある程度、良好にいっているとそういうふうに感じております。

救急の場合の、掛かり付け医でなければ駄目かどうかという事ですけれども、基本的に掛かり付け医でなければ駄目だという事では、やはり救急で来た時の、その患者さんの状態あるいは、その掛かり付け医に掛かっているその病気の種類とか、色々あるかと思います。それによりましたら当然、うちの診療所で出来るものと、逆に厚岸なり釧路の方で、掛かっている病院に行かれた方が手当なりきちんとしたものが出来ると、そういうこともあろうかと思いますので、その辺は一概に言えないかと思っております。以

上です。

議長(波岡玄智君) 11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 1点だけお伺いします。73ページ医師報酬にかかわってです。3年前に医師の雇用体系の変更に伴う条例改正案が提出されまして、色々議論があったところでございますけれども、当時の説明ですと3年毎に報酬を見直すんだというような説明があったかと思いますけれども、その説明どおりに行きますと、今定例会は3年目に当たる訳ですけれども、そういった条例の改正案が提出されないという事は、伺っていたのですけれども、今後、これからの定例議会において、そういった改正案が提案される予定であるのか。それとも無い見通しなのか。その辺について伺っておきたいなと思います。

議長(波岡玄智君) 診療所事務長。

診療所事務長(山田清也君) 医師の報酬につきましてお答えを致します。

医師の報酬につきましては、今議員がおっしゃりましたように、平成20年3月の定例議会において条例を出させていただき、その時に3年毎に見直しと言いますか300万円ずつ上げるというお話がされています。私もこの予算を作るに当たりまして、当然報酬予算は2月の頭には財政に出さなくは行けませんので、それに向けて平成20年3月に出された資料に基づきまして、当初予算は計上しております。

そして、その間も町長とも、その報酬以外でも色々診療所の関係で話はしておりまして、その時点では300万円上げるという事で進んで良いものと、私もその時は思っておりましたし、そのまま当初予算に出しまして12月中に査定も受けております。ですが年が明けて、ちょっとはっきり覚えてはおりませんけれども、町長の方から、1月中に23年度の報酬は据え置きとするという指示がありました。私は、その指示に従いまして23年度は見送ると。引上げはしないということですので、その旨、財政とも協議して、今回の当初予算では前年同額の3,000万円の報酬という事で、提出提案をさせていただいております。

ですから、私がその時に言っていたのは、23年度は引上げをしないというお話ですので、23年度は引上げをしないけれども、24年度以降は全く引上げをする、しないとか、そういうお話は伺っておりませんので、私としては、来年度の更新は引上げるという可能性があるとそういうふうには思っております。以上です。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 事務方の説明ですと、23年度については、引上げは行わないということで、そういう回答だったかと思いますけれども、町長が居ないのでこの辺はちょっと難しいのかと思いますけれども、副町長の現段階の判断ではどうでしょう。

というのは、私共もこの任期中これは最後の定例会でありますから、そういった意味では、かなり前回の報酬問題では紛糾した訳でして、町民の皆さま方も非常に関心が高い訳であります。今、10番議員さんから、診療体系でちょっと色んな質疑がありましたけども、そういった事も含めて町民の方々の関心が高い訳でありますから、そういった方向性だけでも、もし示せればお答えをいただきたいなと思います。以上。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) お答えしていきたいと思います。町長から、今担当課長が言ったとおり流れとしては、そういう状況で、去年そして今年に入って来たのですけれども、そういう流れであります。町長から私に言ってきたのは、20年度・21年度の各会計決算特別審査委員会が、この2年間続けて行われて来ましたけれども、その総括質疑の中で、この浜中診療所の件が2年連続の患者数ですとか、入院患者という事のテーマで多く議論された事、このことが浜中診療所の現状についての質疑が多く出され、そしてまた町長からも回答しましたけれども、この質疑含めて2年連続この総括質疑の中に上がってきたという事を、しっかりと町長は重く受け止めたと。

この事で町長は、本年度を本来であれば3年毎の報酬改定といいますか、条例改正して上げるという事は普通で行くとそうでしょうけれども、その事を見送ったと。その決断をして、今年度開けて早々に、小川先生と町長との2人の中で、その話合いが持たれて、町長の決意含めて協議したところ、今年度は見送ることで同意を得られて、今回その事も含めて、多分、総括質疑の中で十分お話しされたと思うのですが、そこには私も同席していませんけれども、そのことを話されて、そして今回、見送りをさせてもらった。

ただ、今事務長が言いましたけれども、23年度はそうだろうというふうに思っていますけれども、その後の事については不明でありますけども、今回の経過としては、そういうふうに伺っているところであります。以上であります。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後15時01分)

(再開 午後15時30分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第28号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第28号平成23年度浜中町下水道事業特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は歳入・歳出それぞれ7億3,161万4,000円と定め、歳出では、1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費で一般管理に要する経費1,155万1,000円は、職員の人件費や事務費など2目・普及促進費で、公共下水道及び漁業集落排水設備普及促進に要する経費180万7,000円。2款・1項下水道費、1目・下水道事業費で特定環境保全公共下水道事業に要する経費2億3,413万4,000円は、職員の人件費、下水道長寿命化基本計画策定業務委託料、汚水管管渠工事請負費など、農業集落排水事業に要する経費1,722万円、農業集落排水基金積立金6,887万6,000円、漁業集落排水事業に要する経費360万円、漁業集落排水基金積立金6,887万6,000円、漁業集落排水事業に要する経費360万円、漁業集落排水基金積立金2,289万1,000円。2目・処理場管理費で、霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費6,174万8,000円。3目管渠管理費で、公共下水道・農業・漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費1,699万4,000円。3款・1項公債費、1目元金で、地方債償還元金2億2,764万2,000円。

2目利子で、地方債償還利子6,415万7,000円、一時借入金利子49万4,000円、4款・1項・1目・予備費は50万円を計上しております。

一方、歳入では、1款・分担金及び負担金で、公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水事業受益者分担金1,218万9,000円。2款・使用料及び手数料で、公共下水道・農業集落排水及び漁業集落排水使用料と公共下水道手数料合わせて4,877万7,000円。3款・国庫支出金で、公共下水道事業補助1億円。4款・道支出金で、漁業集落排水事業償還基金造成費補助2,285万4,000円。5款・財産収入で、集落排水事業償還基金過成費補助2,285万4,000円。5款・財産収入で、集落排水事業償還基金利子23万9,000円。6款・繰入金、1項・1目・一般会計繰入金3億1,053万9,000円。2項・1目・基金繰入金1億1,800万円、合わせて4億2,853万9,000円の繰入。7款・繰越金で1,000円、8款・諸収入で1万5,000円。9款・町債で、特定環境保全公共下水道整備事業債1億1,900万円を計上しております。

次に、第2表債務負担行為は、1つには水洗化等改造工事資金貸付に伴う金融機関に対する損失補償で、期間は平成24年度から平成28年度まで、限度額は改造者が金融機関より改造資金として利率年3%以内で借り入れた資金に対して、元金利子及び延滞利息に対するものであります。2つ目には、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払い契約で、期間は平成24年度から平成27年度まで、限度額は購入価格214万円に対する利率2%の年賦金の合計額に相当する額から、平成23年度年賦金4万円を控除した額であります。

次に、第3表地方債は、本年度借り入れする地方債の借入限度額、起債の方法、利率 及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) (議案第28号 補足説明あるも省略) 議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) 1点だけといいますか、茶内クリーンセンター管理運営に要する経費の中の115ページ、汚泥廃棄物運搬委託料299万9,000円でありますが、

これは茶内クリーンセンターの規模から聞きまして、他の霧多布・散布から比較して今回、額がちょっと多いのですが、これは内容としてどういう事で、こういうふうになったのかというものと、それから、いわゆるこの汚泥の運搬委託というのは、これは相手先がある訳で、どういった業者が、これをどういう処理の仕方をしているのかというのを合わせて説明をいただければと思います。

後、それにかかわってですが、農業集落排水関係施設の維持に要する経費で117ページでありますが、管渠清掃手数料というのがありますが、これは具体的にどういう事なのか。その辺も御説明をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) それでは、115ページの茶内クリーンセンター管理 運営に要する経費の汚泥廃棄物運搬委託料についてお答え致します。

まず業者につきましては、霧多布清掃社でございます。茶内クリーンセンターで処理している部分は、濃縮汚泥という形になってございます。それは茶内のクリーンセンターから霧多布のクリーンセンターへの運搬の部分でございます。この単価につきましては、今まではトン3,300円という事で行っていました。中々最近、色んな経費がかさむという事で、平成23年度からはトンあたり100円アップの3,400円というふうにしてございます。

それと、量でございますけれども、一応年間840立法メートルを予定してございます。それと、管渠清掃手数料でございますけれども、管渠の下水道の本管につきましては、全部そうですけれども、今まで清掃等をした経緯がございません。それで従来から懸案になっていたのですけれども、幾らかでも清掃していかないと維持管理上、今後、支障を来すという事で、23年度から計画的に1500mずつですけれども、やって行こうという事で、今回お願いしている部分でございます。以上でござます。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

7番成田議員。

7番(成田良雄君) それでは107ページ1点だけ質問です。105ページから続いていますけれども、下水道設備普及促進に要する経費の中で、今年度108万7,00円を計上していますけども、昨年度より400万円以上減になっていますが、その減の理由ですね。

また、今年改造工事補助52万5,000円と漁業の方では105万円となっていま

すけれども、この内容をまず説明をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) 歳出の下水道設備普及促進に要する経費の水洗化等改造工事補助52万5,000円、前年度比較175万円の減でございますけれども、これは、供用開始地区3年までの部分について補助している訳ですけれども、3年前の補助対象地区が対象外になったということで、今回175万円の減でございます。結果的に52万5,000円の予算計上という事になります。漁業集落排水につきましても、同じ考え方でございます。以上です。

議長(波岡玄智君) 成田議員。

7番(成田良雄君) 了解しました。供用開始から3年以内で設備すると、補助が3年経った方が3万5,000円という事で、1年以内は6万円、2年以内で設備すると5万円という事で、これは解りました。

ただ、昨年当初予算で596万円計上したんですね。そして、補正の決算で実は33万5,000円しか、要するに補助をしていないということでございます。即ち、対象者が596万円のそれだけの世帯数があった中で、補助は33万5,000円しか設備をしなかったということになるかと思うんですね。そういう意味で、もっともっと普及促進を僕は浜中市街が、昨年4月から下水道が供用開始になりますけれども、町内会長として普及促進に計りますけれども、どうなるか分かりませんので、強くは訴えることは出来ませんけれども、いずれにしましても、この下水道を管理する目的、これはやはり町民の皆様に多く浸透して今まで努力して、執行方針中でもありましたけれども、公共下水道では78.3%、農業排水では78%、漁業では60.6%、全町で75.9%の方がこの供用開始になってから努力して、そして、本当に下水道の目的であります快適と豊な生活を営んでいく上で、欠かすことの出来ない重要な役割と。このように自然環境を守り、その為に浜中町でやはり下水道管を始めたと思います。そういう意味で多くの方に、水洗化にしてもらって行くという協力ですね。

ですから、経済の面とか色んな面で問題がある人が居ると思いますけれども、どうか多くの方々を目指すは100%ですけれども北海道で89%、今それぞれ釧路町でも88%という、全国の普及率がデータで載っていますけれども、やはり目標は100%、到底100%にはならないと思いますけれども、どうかもっと行政側として普及促進を図って行ってもらいたいなと。

また、我々町内会としても、やはり来年4月から供用開始になりますけれども、大変な経済の中ですけれども、どうかこの自然を守り快適な生活を送る為に、一日も早く下水道を水洗化にして欲しい、してもらいたい所は我が町内会でも訴えていきますけれども、もっともっと行政側として普及促進に図って行ってもらいたいと。その意味からも町民課で明年合併浄化槽の意向調査を4月浜中町が答弁しましたけれども、建設課においても、どうか対象者にまだ下水道化していない意向調査を、やはり一緒にすべきと思うのです。ですから、内容は同じと思うのです。ただ合併浄化槽化から下水道化という形の意向調査を、町民課と協力して行ってもらいたいと。していくべきと。この様に思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) 今、浜中町で進めている特定環境保全公共下水道事業、今、議員さんがおっしゃったとおり環境に優しくという事で、今進めております。

最後といいますか、最終段階、浜中市街を残して後2・3年で全町完了という事になっています。その普及促進につきましては、決算委員会でも確か、お話があったと思いますし、定期監査の際にも、口答でもっと普及促進を図れというお話がございました。それで、今担当とお話をしている所でございます。言われてみればそうですけれども、次年度PRに向けて考えます。

あと町民課でやっています浄化槽との関係ですけども、下水道の方は3年という区切りがでございます。浄化槽の方は区切りが無いそういう事なものですから、浄化槽は浄化槽、下水は下水で縦割り行政と言われれば、そうかも知れませんけれども、我々は下水道の方で、一生懸命普及していきたいと思っております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。 議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第29号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第29号平成23年度浜中町水道事業会計予算について、 提案の理由をご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額は、収入、支出それぞれ1億7,198万8,000円としております。収益的収入では、1款・水道事業集益、1項・営業収益、1目・給水収益1億2,072万1,000円、2目・その他の営業収益34万4,000円。2項・営業外収益、1目・受取利息及び配当金8万4,000円、2目・他会計補助金5,082万9,000円、3目・雑収益1万円。収益的支出では、1款・水道事業費費用、1項・営業費用、1目・浄水及び配水費は修繕費、動力費、薬品費など4,346万3,000円。2目・総係費は人件費、委託料など5,621万5,000円。3目・減価償却費は4,665万5,000円、4目資産減耗費は182万8,000円。2項・営業外費用、1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,786万7,000円、2目・消費税及び地方消費税300万円、3目・雑支出1万円、3項・1目予備費は300万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款・資本的収入、1項・1目・ 工事負担金374万4,000円。資本的支出では、1款・資本的支出、1項・建設改 良費、1目メータ費1,364万4,000円、2目配水施設費126万円、2項・1 目・企業債償還金5,736万7,000円であります。資本的収入額が資本的支出額 に対し不足する額6,856万7,000円は減債積立金1,000万円、過年度分損 益勘定留保資金5,856万7,000円で補てんするものとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) (議案第29号 補足説明あるも省略) **議長(波岡玄智君)** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第30号平成22年度浜中町一般会計補正予算第6号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、去る3月11日発生の東北関東大震災に伴う津波被害に伴う、津波被害に対する災害見舞金など、今後、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。今回は、歳出のみの補正となりますが、主な内容を申し上げますと、3款・民生費で、災害救助に要する経費で、災害見舞金500万円を追加、4款・衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金1,290万円を減額し、この度の歳出財源に充当いたします。13款・予備費では、津波被害関連で、今後発生するであろう不測の支出に備えるため790万円を追加補正。

以上、議案第30号の提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くだ さるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) これは歳出だけでありますから、特に、診療所特別会計繰出金の戻しというのですか1,290万円この額の根拠ですね。切れの良い数字ではない訳ですから、額の根拠は何なのかというは、まず称していただければと。これは次の議案

に多少かかわってありますけれども、いわゆる過疎債を充当するという、そこの部分のこれは今年度この場限りのものになるのか。それとも、この対象が今後ずっとこれを対象とし続けることができるのかどうか。いわゆるこれは相当部分も、こういう対象になるということから、こういうような組替えをするようでありますが、継続性があるのかないのか。その辺についてお知らせをいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) ソフト過疎の歳入1,290万円に係る御質問にお答えいたします。この事業は医師派遣事業に対するものでございます。それで過疎の同意が3月10日付で参りました。

それで、この度の歳出に充てる財源になったわけでございますけれども、これの継続性という事に関しましては、先の議会でも若干お話ししておりますけれども、あくまでも過疎の法律が、平成22年から6年間の延長でございますので、当面この6年間はこの事業が対象になるというふうに認識しております。以上です。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) それでは、これは22年度の補正でありますから、先程審議され可決されました23年度予算におきましても、いずれその6年間と今の説明の中で行きますと、この6年間の間はこれを全部組替えるということになるということですね。その判断でよろしいのですよね。そうすると、さっき5日の時点で、その辺がひっくり返るという、そういう事にもなるのですが、その辺はちょっと先程可決したものが今出されたこの事によって、今後、起債の変更とかなんとかという手続きを得て、医師のこの部分が今後ずっとこういうふうに組替えられるというふうになる。仕方がないんですかね。これは可決した後ですから。予備費に積んで、今後の不測の事態に備えるという組替えとしては、いつかちょっとやったので、その部分については質問はしません。確認に今後、その6年間だけはそういう形でもって、過疎債を充当するという事で理解をしてよろしいという事であれば解りました。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) このソフト過疎の部分についての、新年度予算との関係の お尋ねでございます。この新年度予算につきましては、予算書の7ページに第3表地方 債というのがありまして、ここに過疎地域自立促進特別事業という事で2,140万円 を計上してございます。この2,140万円の中には実は、この医師派遣事業は入って ございません。この中身につきましては、3本のソフト事業が入っている訳でございますけれども、平成23年度のソフト事業の計画の総額が1億2,180万円でございます。

それで過疎の同意といいますか、採択が確定的なもののみの予算計上となっておりますので、過疎のソフトと、いわゆるこの特交のソフトと特別交付税の事業が非常にだぶっておりまして、その事業それぞれが、過疎の対象になるかどうかというのは解らない状況の中で22年度は仕事を致しました。それでこの度、医療派遣事業が、採択になるということが解りましたので、平成24年度以降の新年度予算につきましては、当初予算から形状が可能であるかというふうに考えてございます。以上です。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第31号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第31号平成22年度浜中診療所特別会計補正予算第5号 につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入のみの補正となっております。内容といたしましては、一般会計における補正予算の財源を確保するため、4款・繰入金のうち、一般会計繰入金を1,290万円減額いたしますが、この財源として7款・町債で、過疎地域自立促進特別対策事業債1,290万円を追加計上させていただきました。

以上、議案第31号の提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くだ さるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第11 発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長(箱石雄彦君) (発議案第2号 朗読あるも省略)

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、提案理由の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決することに 決定しました。

これから、発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) 日程第12 発議案第3号議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長(箱石雄彦君) (発議案第3号 朗読あるも省略)

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、提案理由の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決することに 決定しました。

これから、発議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて終了致しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。 これをもって平成23年第1回浜中町議会定例会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

(閉会 午後 4時46分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議員

議員